

記者発表資料

報道解禁:取締実施後

10月15日(木)15時以降



令和2年10月12日
国土交通省東北地方整備局
三陸国道事務所

国道45号で特殊車両の指導取締りを実施

～道路を安心して使っていただくために～

三陸国道事務所では、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、下記のとおり特殊車両（法令で定める重量・寸法を超える大型車両）の取締りを実施します。

道路法では、道路構造の保全と交通の危険防止のため、特殊車両の通行を原則禁止しており、通行するには道路管理者の許可が必要となります。

無許可または通行許可条件に違反した特殊車両は、交通上の支障となり重大な事故を引き起こす可能性があるうえ、橋や路面舗装を傷つけたり、道路附属物の破損を起こす一因となっています。

特に、重さを違法に超過した車両が道路の劣化に与える影響は非常に大きく、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、違反者対策の強化を進めています。

記

- 日時 令和2年10月15日(木) 13:30～15:00
- 場所 一般国道45号(上り) 久慈市長内町地内(長内駐車帯)
- 内容 通行中の特殊車両を停止させて重さ・幅・長さを計測し、無許可または通行許可条件の違反が確認された場合は、その場で処分を行います。
- その他 荒天等により実施日を変更する場合は当事務所からお知らせしますので、取材を希望される際は、10月14日(水)までに問合せ先へご連絡ください。

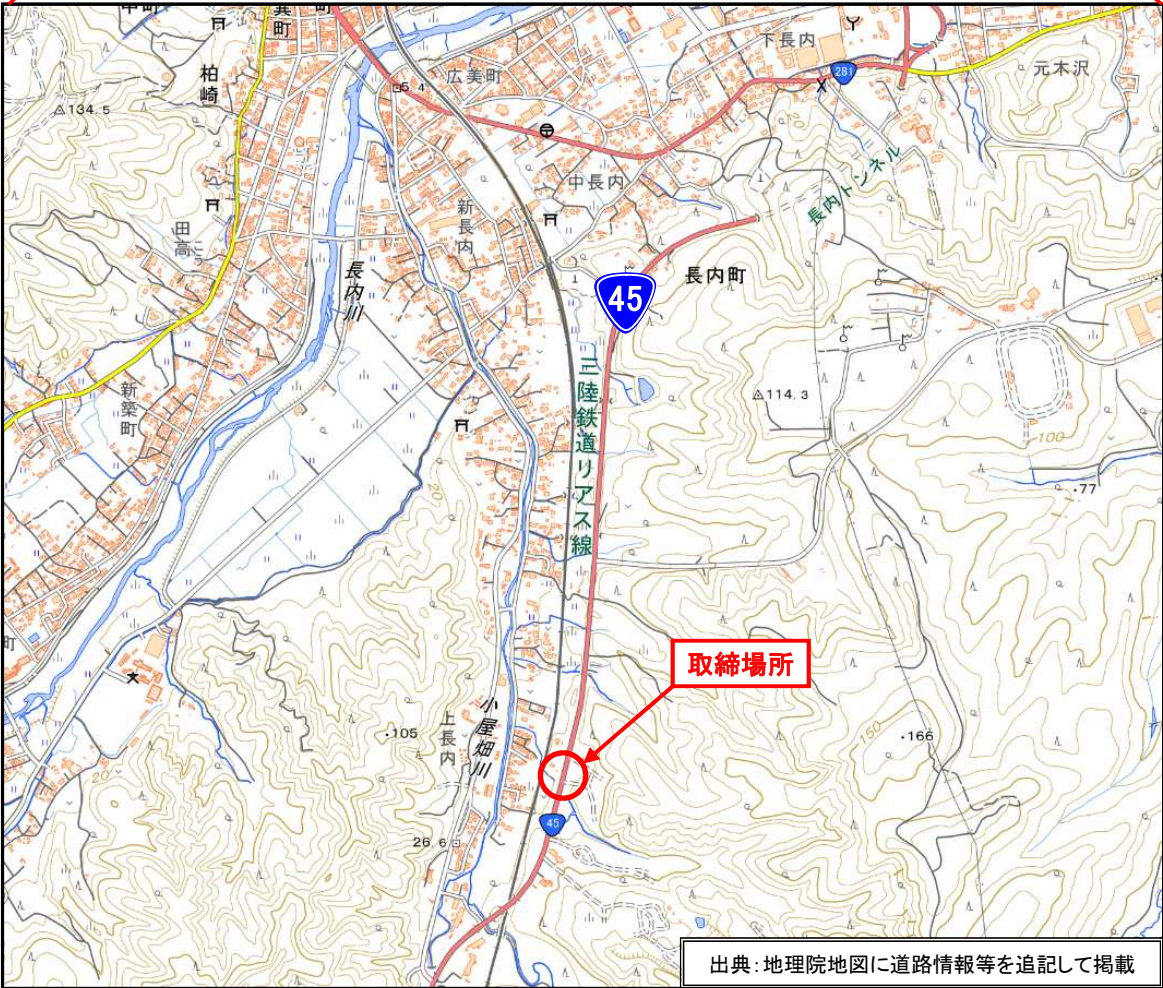
※「道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【 発表記者会:岩手県政記者クラブ、久慈報道機関、東北専門記者会 】

【問合せ先】 国土交通省 東北地方整備局 三陸国道事務所
かねはま なおあき
管理課長 金濱 巨晃

電話:0193-71-1717(内線431)

位置図



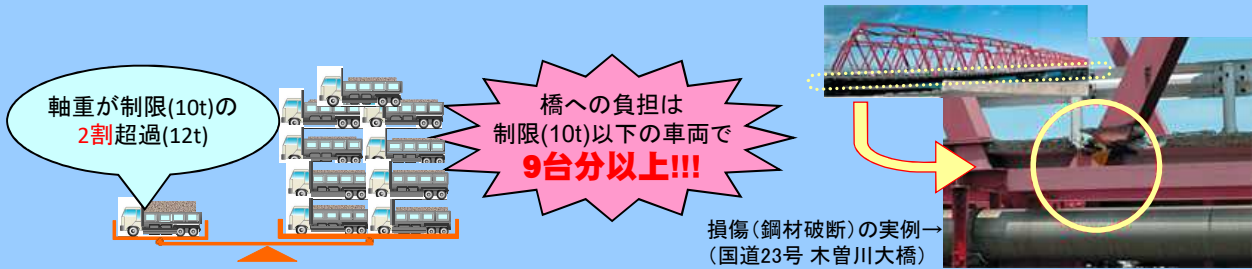
出典: 地理院地図に道路情報等を追記して掲載

特殊車両の通行について (参考)

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

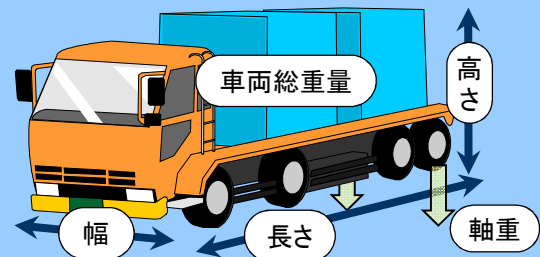
平成25年1月30日付けで「特殊車両の通行に関する指導取締り要領」の一部改正が行われ、平成25年3月1日より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに又は許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
 ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
 ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
 - ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
 - ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
 - ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- ▶インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご理解下さい】申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。
 重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
 これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

特殊車両による事故状況

平成19年 6月15日発生
場所：釜石市熊の木トンネル内



平成19年 8月30日発生
場所：釜石市甲子町地内



平成20年12月 8日発生
場所：釜石市片岸町地内



平成27年 7月29日発生
場所：宮古市田老地内

